破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第５１号
北九州市八幡西区千代ケ崎１丁目３番16―205号
債務者　田中ひろみ
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第８号
北海道上磯郡木古内町字木古内214番地９新中野団地２－１
債務者　大坂　浩江（旧姓菱沼）
1　決定年月日時　平成30年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第６６号
岩手県一関市三関字神田116番地２
債務者　菅原　友明
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成３０年（フ）第４号
岩手県一関市三関字小沢30番地40
債務者　藤田　磨樹
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成３０年（フ）第５号
岩手県一関市三関字小沢30番地40
債務者　藤田　美保
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成３０年（フ）第３２号
静岡市清水区月見町17番７号　セゾン月見Ｂ棟201
債務者　中川　浩二
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月９日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３１７号
北海道旭川市豊岡13条５丁目６番６号　レオパレス豊岡第２Ｂ　201号室
債務者　橋本美由紀（旧姓菱沼・石澤）
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月30日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第３１１号
大阪府東大阪市松原１丁目24番15号　小枝マンション　205号室、前住所大阪府東大阪市吉田本町２丁目12番33号　ワールドハイツ３Ａ
債務者　赤平　　俊
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第４０７号
大阪市旭区新森４丁目12番17―604号
債務者　山岡　友美
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第９号
長崎県雲仙市吾妻町大木場名23番地１　シティハイツ松浦402号
債務者　宮本　賀夫
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月13日午前10時
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成３０年（フ）第１０号
長崎県雲仙市南串山町甲２番地２　藤喜荘アパート５号室
債務者　山下　健人
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月13日午前10時30分
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２９年（フ）第４９１号
岡山県赤磐市桜が丘西３丁目12番17号
債務者　鍛治　安秀
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２９年（フ）第２７号
福岡県中間市太賀３丁目12番20号　前住所福岡県北九州市八幡西区春日台４丁目11番８号
破産者　永尾　信之
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　債権届出をしたすべての破産債権者が取下げをした。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２９年（フ）第８８号
鹿児島県薩摩川内市隈之城町1096番地１
破産者　柏木　武利
1　破産債権の届出期間　平成30年３月８日まで
2　一般調査期日　平成30年４月17日午前10時30分
平成30年２月13日
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２９年（フ）第７１７号
北九州市門司区黒川西１丁目１番38号
破産者　野村　和正
1　破産債権の届出期間　平成30年３月９日まで
2　一般調査期日　平成30年３月16日午前11時
平成30年２月14日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第３７５５号
大阪府八尾市小畑町３丁目60番地シャーメゾン山本303号、開始決定時大阪府八尾市長池町４丁目47番地の２
破産者　細木　　学
1　破産債権の届出期間　平成30年３月15日まで
2　一般調査期日　平成30年５月14日午後２時
平成30年２月15日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２４１号
北海道旭川市永山10条６丁目４番18号
破産者　佐藤　則男
1　破産債権の届出期間　平成30年３月16日まで
2　一般調査期日　平成30年４月25日午後４時30分
平成30年２月14日　　旭川地方裁判所民事部